

第1部 総論

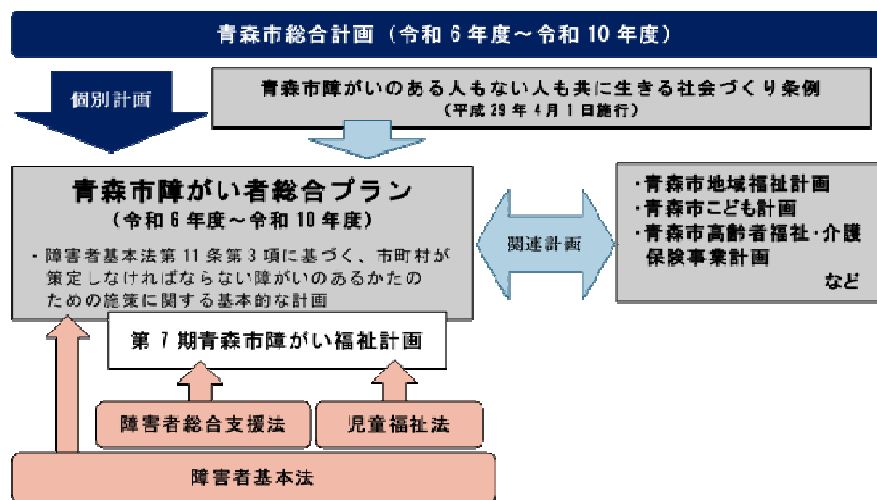
第1章 プランの基本的事項

1 プラン策定の趣旨（素案1ページ）

- 平成28年3月に「青森市障がい者総合プラン」を策定
- この間、国において、様々な法が整備され、法の趣旨を踏まえ、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」を策定（計画期間：令和5年度から令和9年度）
- 県においても、令和5年3月に「第4次青森県障害者計画」を策定（計画期間：令和5年度から令和8年度）
- 本市においても、令和5年度をもって「青森市障がい者総合プラン」の計画期間が終了したことから障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たなプランを策定します。

2 プランの位置付け（素案2ページ）

- 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定します。
- 本市の「青森市総合計画」を上位計画とし、「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」に基づく取組を包含するもので他の関連計画との整合性を図りながら、本市が取り組むべき障がい者施策を総合的に推進します。
- また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスの見込量等を定めた青森市障がい福祉計画を本プランの実施計画として位置付けています。
- なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画も含みます。



3 プランの期間（素案3ページ）

令和6年度から令和10年度（5年間）
※前期基本計画と同期間

4 プランの推進（素案4ページ）

- 「青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会」において、継続的にプランの進捗状況の評価及び検証を実施
- 「青森市障がい者自立支援協議会」において、障がいのあるかたなどのニーズの把握

第2章 障がい者福祉の現状

1 国の制度改革等（素案6～10ページ）

- 障害者差別解消法改正（R6.4施行）
 - ・事業者への合理的配慮の提供義務化 等
- 障害者総合支援法改正（R6.4施行）
 - ・基幹相談支援センターの設置 等
- 精神保健福祉法改正（R6.4施行）
 - ・精神保健に課題を抱える方も対象とした相談支援 等
- 障害者雇用促進法改正（R6.4施行）
 - ・障害者雇用率の段階的引き上げ（R6.4から2.5%、R8.7から2.7%） 等
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（R4.5施行）
 - ・情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通の推進 等
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（R3.9施行）
 - ・医療的ケア児及びその家族に対する支援 等
- 読書バリアフリー法（R1.6施行）
 - ・視覚障害者等の読書環境の整備

2 障がい者数の推移（素案11～22ページ）

【R1⇒R5】

○手帳交付状況の変化

身体障害者手帳	R1	11,816人	⇒	R5	10,774人（8.8%減）
愛護手帳（療育手帳）	R1	2,958人	⇒	R5	3,146人（6.4%増）
精神保健福祉手帳	R1	3,524人	⇒	R5	4,129人（17.2%増）

○障害支援区分認定者の高齢化・重度化

区分6の認定者数	R1	579人	⇒	R5	687人（108人増）
----------	----	------	---	----	-------------

○サービス利用者数の増

障害福祉サービス利用者数	R1	3,673人	⇒	R5	4,062人（10.6%増）
障害児通所支援利用者数	R1	795人	⇒	R5	1,417人（78.2%増）

3 アンケート調査（素案23～35ページ）

- 障がいのあるかたの生活実態やニーズ等の把握を目的として実施
- 令和5年度末時点の障がい者手帳所持者から2,500人を無作為抽出
- 調査期間 令和5年10月
- 回収数 1,293件
- 回収率 51.7%

第3章 基本理念と基本方向（素案36～38ページ）

基本理念

障がいのある人もない人も、
誰もが互いを尊重し、支え合い、
住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
～共生社会の実現～

第2部 各論

素案39～86ページ

第1章 障がい・障がい者への理解促進及び権利擁護の推進

1 障がいに対する理解の促進

- (1) 障がいに対する正しい理解に向けた啓発
- (2) 障がいを理由とする差別の解消

2 権利擁護の推進

- (1) 虐待防止体制の強化
- (2) 成年後見制度の利用促進と体制の強化

第2章 地域生活支援の充実

1 生活支援の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 各種手当の支給等による経済的支援

2 人材の育成と確保

- (1) 相談支援専門員等の育成・確保
- (2) 地域福祉サポーター制度の普及促進

3 地域生活支援サービスの充実

- (1) 地域での生活を支援する障害福祉サービス等の提供
- (2) 地域における生活支援機能の充実
- (3) 障がいの特性やニーズに応じた移動支援

4 保健・医療の充実

- (1) 障がいの早期発見
- (2) 保健・医療・福祉の連携

第3章 教育の充実及び自立した生活の支援

1 教育・保育におけるインクルーシブの推進

- ・障がいの状態やニーズに応じた教育・保育の推進

2 障がいのある子どもや家族への支援の充実

- (1) 早期からの教育・相談・支援体制の充実
- (2) 障がい児の日中活動支援

3 雇用・就業の促進

- (1) 雇用の拡大と就労支援
- (2) 福祉施設から一般就労への移行支援

4 スポーツ・文化芸術活動への参加促進

- (1) スポーツ活動への参加促進
- (2) 文化芸術活動への参加促進
- (3) 交流機会の充実

第4章 安全・安心な生活環境の整備

1 生活・住環境の整備

- (1) 道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進
- (2) 冬のバリアフリーの推進

2 安心・安全なまちづくりの推進

- (1) 防災・防犯対策の推進
- (2) 地域で支え合う体制の充実

第5章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

1 情報アクセシビリティの向上

- ・障がいの特性に配慮した情報の提供

2 意思疎通支援の充実

- ・「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」の施策の推進

3 読書バリアフリーの推進

- ・読書環境の整備の推進